●遺言書情報証明書のサンプル

遺言書情報証明書		
遺言者		•
氏名	近代 太郎	
出生の年月日	昭和28年2月8日	
住所	熊本県熊本市中央区水前寺1414番地	
本籍又は国籍(国又は地域)	熊本県熊本市中央区水前寺1414番地	
整理番号ア000001		1/4

遺言書			
作成の年月日		令和2年4月1日 ◆	
保管を開始した年月日		令和2年7月20日 / /	
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称		熊本地方法務局	
保管番号		H0101-202007-100 /	
受遺者等		4 //	
氏名又は名称	近代花子	近代花子	
住所	熊本県熊本市中央区水	熊本県熊本市中央区水前寺1414番地	
氏名又は名称	近代一郎	近代一郎	
住所	大分県大分市大分1番地	大分県大分市大分1番地	
遺言執行者等			
氏名又は名称	近代一郎	近代一郎	
住所	大分県大分市大分1番地	大分県大分市大分1番地	
整理番号ア000001		2/4	
	<u> </u>		

遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。

遺言者は、その所有する次の財産を妻花子に相続させる。

ひのくに信用金庫 水前寺支店に所在する下記 預金

3条 遺言者は、上記以外の一切の財産を妻花子に相続させる。

る権限を与える

令和2年4月1日 ₫ 遺言者 近代 太郎

整理番号ア000001

保管番号 H0101-202007-100

よいケースもあります。

上司に判

しましょう。

八全員の署名押印を求めたほうが

相続届に他の相続

上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。 令和2年8月15日 熊本地方法務局 遺言書保管官 法務 三郎 整理番号ア000001

- 令和2年7月10日より、 自筆証書遺言の保管制度 が始まる
- 保管制度を利用すると遺 言書を安全に保管でき、 検認が不要になる

者など当事者 の情報につい て遺言書本文 の内容と照合 遺言書の作成

遺言者・受遺

日について確 認

預金者の遺言 書であるか確

遺言書に記載 された相続預 金と自店の相 続預金等を照 合

遺言執行者が 指定されてい るか確認

3/4

4/4

など不自然と思われる内容の場合

安易な名義変更手続きを行

全財産が特定の人に遺贈される

うと他の相続人から責任を追及さ

れることも考えられます。このよ

を決めてもら により記載外の 産分割協議書の作成または相続届 れていない相続預金があれば、遺 います。 相続預金の承継者

度を利用していたとしても、 預金を引き継ぐことになります。 合は、その承継者が記載外の相続 遺言書の内容が信頼性に足るもの 保管を目的としています。 などの遺言書の様式面での審査と 0 保管制度は、 財産の承継者が定めてある場 日付や氏名の記載

とは限りません。 保管制 その

署名押印でよいこととなります。 私戻手続きは遺言執行者のみ

と印鑑証明書が必要となる場合が

容と照合します。

遺言書に記載さ

自行庫での取扱いを確

場合には、

相続届など一定の書類

遺言執行者が指定されてい

ない

認しましょう。 あります。

続いて自店に存在する預金者

0

遺言書の記載内

に相続人・受遺者全員の署名押印

引を洗い出

遺言書に相続 預金の漏れが ある場合に、 記載外の財産 の承継者がだ れであるのか 確認

間や費用がかからないこと、遺言

自筆証書遺言のメリッ

丰

内容や遺言を遺したこと自体を

定されている場合には、

権限があります。遺言執行者が指

遺

相続預金払戻しの /要書類の見方

執筆▶八木下官(税理士法人SBL代表社員·税理士)

第5回

自筆証書遺言(保管制度利用 あり)を提出された場合の見方

お客様から相続預金の払戻しを依頼され、自筆 証書遺言(保管制度利用あり)の提出を受けま した。この場合、どのように対応 し、どんな点を確認すればよいので しょうか。

目ない自筆正統を利用して ない自筆証書遺言を取り上 局に持参し、 遺言者本人が自筆証書遺言を法務 の保管制度」が始まります。 保管制度の大まかな流れは、

保管制度を利用すると遺言書を安 全に保管でき、 書保管所に対し確認できません。 遺言者が存命中には、他人は遺言 保管所で申請できます。 在地のいずれかを管轄する遺言書 地・本籍地・所有する不動産の所 遺言書の原本を法務局で保管する と遺言書の様式の確認を行い、 なお、遺言書の内容や存在は、 となります。 あるはずの遺言書 遺言者の住所 (3)

②法務局で本人確認

する遺言書で、

自筆証書は、

遺言者自身で作成 遺言書の本文を自

で書かなけれ

ばなり

っません。

産目録はワープロや通帳等のコピ

での作成が認められています。

げました。今回は保管制度を利用

た自筆証書遺言を解説します。

ことがデメリットです。 れる恐れがあること、 争われる可能性があること、本人 に家庭裁判所の検認が必要であ たものかどうか争点になる 紛失や破棄さ 相続発生後

の一部を補完する「自筆証書遺言 定の法務局 令和2年7月10日より全国の特 自筆証書遺言のデメリッ (遺言書保管所)

続人の戸籍謄本で確認します。 産の名義変更手続きを単独で行う は、遺言書の内容に基づいて、 るかを確かめます。 ょう。まず、遺言者の死亡を被相 (サンプル) 次に遺言執行者が指定されてい それでは、 指定されているかなど確認遺言執行者が をもとに解説しまし 遺言書情報証明書 遺言執行者

式不備によりその有効性や解釈が

が見つからないといったトラブル ズになります での検認手続きが不要になり、 を避けられます。 者死亡後の相続手続きがスムー また家庭裁判所

書情報証明書」の交付請求をしま 遺者(遺言によって遺産を受贈さ る旨」を通知する仕組みです。 れる人)は遺言書保管所で「遺言 から他の相続人や受遺者、 遺言者の死亡後に、 (全国の遺言書保管所で請求可 交付請求を行うと、 「遺言書を保管して 相続人や受 遺言執 法務局

バンクビジネス 2020年8月号

秘密にできることです。

反面、